

## 国民健康保険料の料率と計算方法 (H23～)

### ■ 1年間の国民健康保険料の計算方法

次の項目を基に算定し、1年間の保険料額が決まります。

所得割	世帯の所得に応じて計算
	年間保険料額 = 医療保険分 + 後期高齢者支援金分 + 介護保険分
均等割	世帯の加入者数に応じて計算
	年間保険料額 = 医療保険分 + 後期高齢者支援金分 + 介護保険分
平等割	1世帯にいくらかと計算
	年間保険料額 = 医療保険分 + 後期高齢者支援金分 + 介護保険分
資産割	固定資産税に応じて計算
	年間保険料額 = 医療保険分 + 後期高齢者支援金分 + 介護保険分

※介護保険分は、40歳以上65歳未満の方のみ適用されます。

※上限額（賦課限度額）は、医療保険分51万円、後期高齢者支援金分14万円、介護保険分12万円です。

※国民保険料では、住民税や所得税のような扶養控除などの各種所得控除の適用はありません。

通常、所得から控除できるのは、基礎控除額の33万円のみです。

### ■ 保険料の料率

医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分	
所得割	5.0%	所得割	2.0%	所得割	1.2%
均等割	12,000円	均等割	5,000円	均等割	5,000円
平等割	13,000円	平等割	5,000円	平等割	3,000円
資産割	25.0%	資産割	15.0%	資産割	6.0%
最高限度額	510,000円	最高限度額	140,000円	最高限度額	120,000円

### ■ 保険料軽減額

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分	
	均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割
7割軽減額	8,400円	9,100円	3,500円	3,500円	3,500円	2,100円
5割軽減額	6,000円	6,500円	2,500円	2,500円	2,500円	1,500円
2割軽減額	2,400円	2,600円	1,000円	1,000円	1,000円	600円

#### 7割軽減額

被保険者（擬制世帯主を含む）の合計所得金額が

33万円以下の世帯

#### 5割軽減額

被保険者（擬制世帯主を含む）の合計所得金額が

33万円+（世帯主以外の被保険者数×245,000円）以下の世帯

※1人世帯は対象外

#### 2割軽減額

被保険者（擬制世帯主を含む）の合計所得金額が

33万円+（世帯主以外の被保険者数×350,000円）以下の世帯

※軽減の対象者は申請する必要はありませんが、所得申告等をしている世帯が対象になります。